



建物総合共済 収容農産物補償特約

皆様の大切な(米・麦・大豆)を守るため。。。



収容農産物を補償します

総合共済の特約

建物総合共済に加入している建物の特約となります。
収容農産物補償特約だけでは、加入できません。



共済目的

○建物に保管中の、米・麦及び大豆を補償します。

※保管中とは、出荷前の一時保管又は、販売目的の保管及び乾燥・調整等の作業中のものを含みます。

○加入する品目は1品目ごとの加入となります。加入する品目を選択してください。

支払対象となる主な災害

支払対象となる主な災害は、以下のとおりとなります。

火災、落雷、破裂又は爆発、建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊、盗難により共済目的について生じたき損又は汚損、給排水設備の事故等による水ぬれ、騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破損行為、自然災害（水害・風害・地震等）
※盗取されたものは、対象となりません。



補償のタイプ と掛金

補償タイプ

一時保管向け
(Aタイプ)

指定した日から、
120日以下の期間を補償します。

通年保管向け
(Bタイプ)

1年間を通じて補償します。

限度額について

1口あたり、1建物・1品目につき『100万円』。最高5口『500万円』までです。

一時保管向け
(Aタイプ)

建物共済の期間内であれば、補償期間を複数回指定できます。



建物の共済責任期間

収容農産物
補償期間
60日

収容農産物
補償期間
60日

共済掛金 の目安

建物総合共済		収容農産物			
共済金額	共済掛金	口数	支払限度額	一時保管向け (Aタイプ)	通年保管向け (Bタイプ)
100万円	2,210円	1口	100万円	1,000円	3,000円
200万円	4,420円	2口	200万円	2,000円	6,000円
300万円	6,630円	3口	300万円	3,000円	9,000円
400万円	8,840円	4口	400万円	4,000円	12,000円
500万円	11,050円	5口	500万円	5,000円	15,000円

加入例

$$\text{建物総合共済 : } 100\text{万円} + \text{加入品目 : 米1口 一時保管向け (Aタイプ)} \\ 2,210\text{円} + 1,000\text{円} = 3,210\text{円}$$

共済金の支払い

総合共済の支払共済金はこのように計算されます。

$$\text{火災等の事故} = \frac{\text{損害額}}{\text{再取得価額} \times 80\%} \times \text{共済金額}$$

$$\text{風水害の事故} = \left(\frac{\text{損害額}}{\text{再取得価額の5%または} 10,000\text{円のいずれか低い額}} - 1 \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{再取得価額}}$$

$$\text{地震の事故} = \frac{\text{損害額}}{\text{再取得価額}} \times \frac{\text{共済金額} \times 30\%}{\text{再取得価額}}$$

建 物

共済事故により収容農産物に1万円以上の損害が発生した場合、実損害額を共済金として支払います。(但し、支払限度額まで)

なお、地震による災害の場合は、実損害額の30%を支払います。
(但し、支払限度額の30%まで)

収 容 農産物

支払例 農作業場が火災で全焼し、保管中の玄米(1口・100万円加入)が6,000kg(100俵)被害を受けた場合

損害の額 = 損害の生じた数量 × 農林水産大臣が告示する単位当たりの共済金額

※平成28年産主食用米の告示額183円/kg、用途が主食用以外の場合は、用途ごとの単価を使用します。

○損害額の算出 6,000kg × 183円 = 1,098,000円

○収容農産物損害共済金 1,000,000円

※もみ又は精米が被害を受けた場合は、被害数量を玄米に換算して算出します。

ご契約の皆様へ

この説明書は、建物共済への加入にあたり、あらかじめ承知いただきたい重要事項を整理したものです。よくご覧願いますとともに、この説明書で分かりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧いただくか、農業共済組合・建物農機具共済推進協議会（以下「組合等」といいます。）にお問い合わせ下さい。

ご契約にあたっての重要事項説明書

1) 加入申し込みと契約の成立

建物共済の契約は、加入される方が建物共済加入申込書に必要事項を記入・捺印して申し込み、組合等がその申し込みを受諾し、共済掛金等が納入されたときに成立します。

2) 告知義務・通知義務

ご契約時に加入者の方は、組合等が告知を求めたものについて、事実を正確に告知いただく義務があります。（建物共済加入申込書で、★印の項目が告知事項です。）

また、ご契約が成立後、申込書に記載された内容に変更があった場合及び組合等が通知を求める事実が発生した場合、遅滞なく組合等に通知していく義務があります。（建物共済加入申込書で、☆印の項目が通知事項です。）

これらの項目が、事実と違っている場合、事実を記載しなかった場合又は通知の無い場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、建物共済加入申込書の記載内容を必ずご確認下さい。

3) 共済責任の開始

(1) 建物共済の共済責任は、組合等が加入の申し込みを承諾して申込者が共済掛金等を払い込んだ日の午後4時から開始します。ただし、共済証券にこれと異なる共済責任開始日が記載されているときはその日から開始します。払い込んだ日とは、加入者に領収書を発行した日、又は加入者が組合等の指定する金融機関に払い込みをした日（加入者が手続きを完了した日）とします。

(2) 収容農産物補償特約に係る共済責任は、次のいずれかの期間の内、加入者が申し出たものとし、共済責任期間の開始日の午後4時から末日の午後4時に終わります。

①一時保管向け（Aタイプ）の場合、加入者が、申し出た開始日から末日までの120日以下の期間（複数の期間であって、それぞれの期間の日数の合計が120日以下のものも含みます。）

②通年保管向け（Bタイプ）の場合、建物総合共済の共済責任期間と同一の期間

4) 重大事由による解除

次のことがあった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

(1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合

(2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合

(3) NOSAIの加入者に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があった場合

5) 超過共済による共済金額の減額

(1) ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、加入者が善意かつ重大な過失がなかった場合、加入者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。

(2) ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し、共済金額が共済価額を超過した場合、加入者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

6) 共済掛金等の返還・追加請求

(1) 通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により共済掛金等の返還又は追加請求をいたします。

(2) 解除の理由によっては、共済掛金等を返還しない場合があります。

7) 共済金を支払わない場合

契約期間中に発生した罹災であっても、次のような理由による損害には共済金を支払えないか、又は契約を解除する場合があります。

(1) 加入者等共済金を受取るべき人及びその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

(2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

(3) 共済事故の際ににおける共済目的の紛失又は盗難

(4) 共済目的の性質又は欠陥によって生じた損害

(5) 加入者が損害発生通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合

(6) 「告知義務」、「通知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合

(7) 損害調査等に必要な書類の偽造・変造、調査の妨害をした場合

(8) 加入者が共済金の支払請求手続を3年間怠った場合

(9) 加入者が必要な追加共済掛金の支払を怠った場合 など

(10) 収容農産物の損害額が1事故につき1万円に満たない場合

8) 損害防止義務

加入者は、共済目的についての通常すべき管理その他の損害防止を怠ってはなりません。事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又はその軽減に努めなければなりません。その損害防止義務を怠ったときは、損害の額から損害の防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

9) 共済金の算定

(1) 建物の共済金は、損害の額を基に、建物・家具類・工作物（以下「建物等」といいます。）の評価額に対する共済金額（総合共済加入の場合、地震の事故は30%を乗じます。）の割合に比例して算定します。よって、建物等の再取得価額での加入をお勧めします。

(2) 収容農産物の共済金は、共済事故により1万円以上の損害が発生した場合、実損害額を共済金として支払います。（但し、支払限度額までとなります。）なお、地震による災害の場合は、実損害額の30%を支払います。（但し、支払限度額の30%までとなります。）

10) 共済金の分担

加入した建物等に補償内容を同じくする他の共済・保険契約があり、それぞれの契約の支払額合計が「共済約款」に定める支払限度額を超えるときは、「共済約款」に定める方法により共済金を分担して支払います。

11) 個人情報の取扱いについて

NOSAIは、個人情報保護法に基づき、ご加入いただいた建物共済に関する情報については、引受・損害評価・損害防止・加入推進等の目的以外には利用いたしません。ただし、建物共済関係の異動処理及び共済金の支払い手続き上、第三者への情報提供を行う場合があります。

[口座振替のお願い]

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで、手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

●お問い合わせ、お申し込みは●

鹿行農業共済組合

〒311-2206 鹿嶋市武井1963-11
TEL.0299-90-4000㈹ FAX.0299-90-4001

担当者 _____

茨城県農業共済組合連合会

〒310-0914 水戸市小吹町942番地
TEL.(029)215-8881㈹
<http://www.nosai-ibaraki.or.jp>